

各種手当をご存じですか？

児童の健全育成や高齢者および障がい者の福祉の増進を図るため、各種手当支給制度があります。

対象と思われる人で、まだ手当を受けていない人は、手続きをしてください。

手続き場所・問合せ

- ①、④、⑤、⑥ 福祉課福祉G（内線152）
- ② ③ 福祉課介護保険G（内線154）
- ⑦～⑩ こども課（内線133）

名称	支給要件	所得制限
① 幸田町心身障害者扶助費	身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人 * 下記の人は除きます ● 介護人が在宅介護手当受給者 ● 施設入所者 ● 65歳以上の新規・転入 * 手帳・等級変更の場合は、支給額の変更はありません。	無
② 幸田町在宅介護手当	要介護3～5で65歳以上の高齢者を在宅で介護している同一世帯（住民票を同一にされている）の親族 * 対象者が入院、入所している期間は除きます。	無
③ 幸田町家族介護手当	要介護4または5で町民税非課税世帯の65歳以上の高齢者を過去1年間介護保険サービスを受けず（ショートステイは7日以内なら可）に在宅で介護している同一世帯（住民票を同一にされている）の親族	有
④ 特別障害者手当	20歳以上で、知的または身体に著しい障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護が必要な人 * 施設入所者、長期入院者は除きます。 ● 身体障害2級（一部を除く）以上の障がい重複している人 ● 身体障害2級（一部を除く）以上の障がいがあり、IQ20以下の人 ● 身体障害2級（一部を除く）以上の障がいまたはIQ20以下で、ほかに3級相当の障がい2つ以上ある人 ● 身体障害2級（一部を除く）以上の障がいまたはIQ20以下、もしくは、これと同程度の障がいまたは病状がある人で、日常生活でほぼ全面介護が必要な人	有

名称	支給要件	所得制限
⑤ 障害児福祉手当	20歳未満で、知的または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護が必要な児童 * 施設入所者は除きます。 ● 1級身体障がい児 ● 2級身体障がい児の一部（常時介護を必要とする人） ● IQ20以下の知的障がい児 ● 上記と同程度の障がいまたは病状で常時介護が必要な人	有
⑥ 愛知県在宅重度障害者手当	● 身体障害者手帳1・2級+IQ35以下の人（1種） ● 身体障害者手帳1・2級（2種）の人 ● IQ35以下の人（2種） ● 身体障害者手帳3級+IQ50以下の人（2種） * 施設入所者、3カ月以上継続して入院している人および特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者、65歳以上の新規手帳取得者は除きます。	有
⑦ 児童手当	中学校卒業までの児童を養育している人 * 公務員は勤務先から支給されます。	有
⑧ 児童扶養手当	父または母、もしくは、両親のいない18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を養育している人 * 公的年金を受けている人は、除きます。 * 親の一方が重度の心身障がい者の場合は対象になります。	有
⑨ 愛知県遺児手当	父または母、もしくは、両親のいない18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を養育している人 * 支給期間は認定から5年間です。 * 公的年金を受けている人は、除きます。 * 親の一方が重度の心身障がい者の場合は対象になります。	有
⑩ 幸田町遺児家庭扶助費	父または母、もしくは、両親のいない義務教育修了前の児童を養育している人 * 親の一方が重度の心身障がい者の場合は対象になります。	無
⑪ 特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児（身体障害者手帳1～3級程度、療育手帳A・B判定、内部障がい、精神障がいなど）を養育している人	有

平成25年4月から愛知県遺児手当が改正されます

愛知県遺児手当は、ひとり親家庭や、両親のいない児童を養育している人に支給されています。平成25年4月から、全国消費者物価指数の変動などを理由に以下のとおり改正されます。

①月額について

<児童1人あたりの月額単価>

	改正前	改正後
支給開始から1～3年目	4,500円	4,350円 (-150円)
支給開始から4,5年目	2,250円	2,175円 (-75円)

※支給期間は、支給開始から5年間です

- ・愛知県から受給対象の人へ、制度改正についての案内はがきが直接郵送されます。
- ・4月定期支払(12月分～3月分)は改正前の月額で支給されます。8月定期支払(4月分～7月分)から改正後の月額で支給されます。

②公的年金について

<児童1人あたりの月額単価>

	改正前	改正後
支給対象	公的年金受給者を含む	公的年金受給者を除く ※経過措置あり

- ・経過措置として、平成25年3月31日以前から公的年金(遺族年金など)を受給されている人は、引き続き愛知県遺児手当を受給することができます。
- ・現在受給中の人で、平成25年4月1日以降に公的年金を受給できることになった場合は、受給資格がなくなりますので資格喪失の手続きをお願いします。

問合せ こども課 児童育成G(内線133)

犬の飼い主の皆さんへ

●狂犬病予防注射を受けましょう

あなたが飼っている愛犬は、毎年4月1日から6月30日までの間に、狂犬病予防注射を受けなければなりません。予防注射を受けるときは、必ず、郵便はがき(平成25年度狂犬病予防注射実施・登録確認通知書)を持参してください。

*都合の悪い人は、動物病院で受けることもできます。

対象 生後91日(3カ月)以上の犬

費用 注射のみ:3,300円

※登録していない犬は登録料が別途3,000円が別途かかります。

●フンの後始末を!

道路や公園はみんなのものです。フンは必ず持ち帰り、飼い主の責任で片付けましょう。

●犬がいなくなったときは、環境課にもご連絡ください

飼い主を見つける手がかりになりますので、鑑札や注射済票を首輪に付けましょう。

問合せ 環境課環境保全G(内線271)

●平成25年度狂犬病予防注射実施日程

とき	ところ	時間
4月15日(月)	坂崎公民館	13:10～13:45
	高力老人憩の家	13:55～14:15
	新田老人憩の家	14:25～14:40
	永野老人憩の家	14:50～15:10
4月16日(火)	長瀬コミュニティホーム	13:10～13:25
	久保田コミュニティホーム	13:35～13:50
	農協大草支店	14:00～14:35
4月17日(水)	鷺田公民館	14:45～15:10
	岩堀公民館	13:10～13:35
	横洛コミュニティセンター	13:45～14:05
	荻農村センター	14:15～14:25
	老人福祉センター	14:35～14:45
	深溝児童館	14:55～15:10
4月18日(木)	野場ふれあいセンター	13:10～13:35
	須美公民館	13:45～13:55
	桐山組合倉庫前	14:05～14:25
	逆川農村センター	14:35～14:45
	海谷公民館	14:55～15:10
4月19日(金)	芦谷公民館	13:10～13:35
	市場公民館	13:45～13:55
	上六栗老人憩の家	14:05～14:15
	六栗公民館	14:25～14:35
5月13日(月)	役場車庫棟前(保健センター隣)	14:45～15:10
	坂崎公民館	13:10～13:30
	鷺田公民館	13:40～14:00
	農協大草支店	14:10～14:30
	芦谷公民館	14:40～15:00
5月14日(火)	市場公民館	13:10～13:25
	上六栗老人憩の家	13:35～13:45
	野場ふれあいセンター	13:55～14:10
	役場車庫棟前(保健センター隣)	14:20～14:45

電動アシスト自転車購入費補助制度のご案内

昨年度に引き続き、平成25年度も町では地球温暖化防止および渋滞緩和などの都市交通対策の一環として、町民の皆さんの電動アシスト自転車利用を積極的に支援することにより、人・まち・地球を大切にする都市交通を実現するため、電動アシスト自転車を購入する人に補助金を交付します。

◎補助要件

通勤・通学・買い物などの日常手段を自動車から電動アシスト自転車へ転換する見込みのある人のうち、次の要件のすべてを満たす人。

- 町内在住で、町税の滞納がないこと
- 防犯登録、TSマーク登録を受けた新品の電動アシスト自転車の購入者であること
- 町が行うアンケート調査などに協力すること
- 電動アシスト自転車を法定耐用年数（2年）の期間、適切に管理すること（2年間の譲渡・売却などを禁止します。）
- 過去に同一世帯内で、電動アシスト自転車購入費補助制度を利用されていないこと（1世帯につき1台まで補助が受けられます。）

◎必要書類

- (1) 電動アシスト自転車購入費補助金交付申請書兼実績報告書
- (2) 電動アシスト自転車購入費補助金交付請求書
- (3) エコ&交通安全宣言書
- (4) 領収書（申請者氏名、購入日、購入品目の名称が記載されたもの）
- (5) 製造メーカー保証書
- (6) 防犯登録証
- (7) TSマーク付帯保険加入書（控え）
- (8) 振込先口の座番号が確認できる書類
- (9) 申請者の身分証明書（住所地が確認できるもの）の写し
- (10) 納税証明書（町税の完納が証明されているもの）

※ (1)～(3)の書類は役場企画政策課窓口でお渡しします。
（町ホームページからもダウンロードできます。）

※ (4)～(8)の書類は原本をご持参ください。窓口でコピーを取らせていただきます。

※ (10)納税証明書（1通200円）は役場1階税務課で発行します。

えこたん



◎補助金額

購入費の3分の1以内（100円未満切捨て）・補助限度額 20,000円

◎その他

平成24年度に電動アシスト自転車を購入した人でも、要件を満たせば補助対象となりますので、必ず4月末までに申請してください。

この補助金は予算の範囲内、先着順で実施しますので予告なく終了する場合があります。

【申込み・問合せ】 企画政策課政策G（内線331）

大草保育園が優秀園を受賞！

大草保育園が2012年度ソニー幼児教育プログラム（論文大会）で優秀園に輝きました。

大草保育園は、自然環境に恵まれた保育園ならではの「見て・触れて・感じて・発見！」を目標として保育に取り組んできました。

今回の論文では、「続・竹っておもしろい」と題して、3年間にわたり子どもたちが竹林で自然とふれあい、不思議に思ったこと＝「ハテナの心」を探究する、心の成長の記録をまとめたものです。

詳しい内容については、再度広報こうたでお知らせします。

問合せ こども課保育所G（内線131）



▲竹でつくった全長180センチの海賊船

障害者手帳所持者に対する手当についての改定のお知らせ

<改正1>

平成25年4月から、愛知県在宅重度障害者手当の受給者が病院などに3カ月継続して入院された場合、手当を受給できなくなります。

<取扱い>

- 3カ月継続して入院された場合は、福祉課で資格喪失の手続きをお願いします。
- なお、平成25年3月31日以前から引き続き入院している人は、4月1日から3カ月を計算しますので、7月2日の時点で受給資格がなくなります。
- その後退院された場合は、再度認定申請手続きを行えば手当を受給することができます。

<改正2>

平成25年4月から、障害者手帳所持者に対する手当の月額単価が改定されます。

現在、愛知県からお支払いしている手当の月額単価については、平成11年以降の全国消費者物価指数の変動を参考に、平成25年4月分手当から次表のとおり改定されます。

<手当種別ごとの月額単価>

	平成24年度まで	平成25年度から
特別障害者手当A種	33,350円	33,110円（▲240円）
特別障害者手当B種	27,350円	27,310円（▲40円）
障害児福祉手当A種	21,440円	21,180円（▲260円）
障害児福祉手当B種	15,440円	15,430円（▲10円）
経過的福祉手当B種	15,440円	15,430円（▲10円）
在宅重度障害者手当1種	16,100円	15,500円（▲600円）
在宅重度障害者手当2種	7,000円	6,750円（▲250円）

問合せ 福祉課福祉G（内線151）

国民健康保険からのお知らせ

こんなときは必ず14日以内に届け出をしましょう

14日を超えると保険の給付を受けられないことがあります。

手続きが必要なとき	必要なもの	
国民健康保険に入る場合	町外から転入したとき	印鑑、転出証明書、世帯ですでに国保加入者がいる場合はその人の国民健康保険証
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書または離職票、退職者医療制度*の対象となる人は年金証書
	子どもが生まれたとき	印鑑、国民健康保険証
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止通知書
国民健康保険をやめる場合	町外へ転出するとき	印鑑、国民健康保険証
	職場の健康保険に入ったとき	印鑑、国民健康保険証、職場の健康保険証（まだ受け取っていない場合は証明書）
	死亡したとき	印鑑、国民健康保険証、葬祭を行った人の預金通帳など振込先がわかるもの、死亡届を幸田町以外に提出した場合は会葬礼状など葬祭を行った人の確認ができるもの
	障がいにより後期高齢者医療制度に入るとき	印鑑、国民健康保険証、障害者手帳
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、国民健康保険証、保護決定通知書
その他	退職者医療制度*の対象となったとき	印鑑、国民健康保険証、年金証書
	町内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	印鑑、国民健康保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
	修学のため町外へ転出するとき	印鑑、国民健康保険証、在学証明書または学生証
	施設入所のため町外へ転出するとき	印鑑、国民健康保険証、入所の確認ができるもの
国民健康保険証をなくしたとき	印鑑、運転免許証など本人確認ができるもの	

*会社などを退職して国民健康保険に加入された人で、厚生年金や共済年金の給付を受け、その加入期間が20年以上であるか、40歳以後の加入期間が10年以上である人とその被扶養者は、65歳になるまで退職者医療制度の対象となります。

問合せ 保険医療課国保年金G（内線142）

平成25年度国民年金保険料は 月額15,040円です

学生本人の前年所得が一定額（単身者は118万円）以下の場合、在学期間中の国民年金保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。この制度を利用すると、4月から翌年3月までの保険料納付が猶予され、そのときから10年以内であれば後払いできます（承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます）。この制度の適用を受けるには、申請が必要です。

平成25年度の申請受付は4月からとなりますが、平成24年度（平成24年4月から25年3月まで）の申請をしていない人で、その期間に保険料未納期間があり、平成23年中所得が一定額以下であれば、4月中の申請に限りさかのぼって猶予されます。

申請する月	対象となる猶予期間	審査される所得
25年4月	24年4月～25年3月	23年中所得
25年5月～26年3月	25年4月～26年3月	24年中所得

持ち物 学生証、認印

問合せ 保険医療課国保年金G（内線143）・岡崎年金事務所 ☎23-2515

愛知県後期高齢者医療制度協定保養所利用助成のご案内

被保険者の皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します（4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで利用できます）。

場所	協定保養所名	電話番号
犬山市	レイクサイド入鹿	0568 - 67 - 3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム 松ヶ島	0594 - 42 - 3330
東浦町	あいち健康プラザ	0562 - 82 - 0235
田原市	シーサイド伊良湖	0531 - 35 - 1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533 - 68 - 4696
豊田市	豊田市 百年草	0565 - 62 - 0100

利用される人は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証および利用カード（初回利用時に交付）を提示してください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

問合せ 愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎052-955-1205

災害や失業などで医療費の支払いにお困りの人へ

災害や失業などで一時的に生活が苦しくなり、医療費の支払いが困難になったときは、医療費の窓口負担（一部負担金）が一定の基準により免除、減額または猶予される一部負担金の減免が受けられます。ご利用の人は、事前に申請が必要ですので、一度ご相談ください。

減免の基準	減免の程度	減免の期間
実収入月額が生活保護基準生活費の110%以下の世帯	一部負担金が全額免除	3カ月以内
110%を超え120%以下の世帯	8割減額	
120%を超え130%以下の世帯	5割減額	
130%を超え140%以下の世帯	徴収猶予	

問合せ 保険医療課国保年金G（内線142）

70歳から74歳までの人の負担割合2割への引上げがもう1年延期されました

70歳から74歳までの現役並み所得者（3割負担）以外の方は、病院窓口での自己負担割合の引上げ（2割負担）が平成25年3月まで1割のまま凍結されていますが、この措置は、平成26年3月までさらに1年間延長されました。

これに伴う新しい高齢受給者証は、3月中に郵送しました。4月から受診の際は、保険証と一緒に新しい高齢受給者証を医療機関に提出してください。

平成25年
3月31日まで **1割**



平成26年3月31日まで
(1年間延長) **1割**
~~2割~~

問合せ 保険医療課国保年金G（内線142）

対象事業名	事業の概要	総合評価	外部評価委員会評価
生涯学習講座・教室開催に関する事業 (親子ふれあい広場・シルバースクール等、生涯学習推進事業)	生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択することができるように、講座・教室を開催している。	A	幅広い年代のニーズをつかむことに留意し、講座の計画立案に生かされたい。参加者へのアンケート以外の方法も検討し、生涯学習講座に参加する機会の少ない町民の掘り起しに努められたい。人気の高い講座について、抽選により受講できない町民も多いという状況は好ましくない。民間のカルチャーセンターなどの受け皿もあるが、特に子ども向けの講座では子育て支援の面からも、より多くの希望者を受け入れる努力を望む。また、豊かな生涯学習環境を育てるためにも、講座終了後、同好の者が集まって活動を進めるといった形をサポートする体制も必要と考える。今般、社会情勢の変化は急速で、例えば高齢者のくくりそのものも変化してきている。対象とする年代や講座の内容などを常に検討し、変化に対応されたい。
公民館管理運営に関する事業 (中央公民館・地区公民館管理委託等、公民館管理運営事業)	地域の人々が、学習拠点として公民館等を広く活用できるように、施設の適正な維持管理を行う。	A	これからの地区公民館は、社会教育施設として学習活動の場になると共に、地域の憩いの場・交流の場・防災拠点など、さまざまな活用が期待される。管理を委託している地元役員とは、ソフト面での協議・調整にも留意し、地区公民館が地域活動の中心となるよう指導されたい。また、住民サービスの観点から、各地区に設置された町施設全体を念頭に置き、地域バランスや管理する所管課についての整理検討を行うことも必要に感じる。
町民大運動会開催に関する事業 (社会体育推進事業)	スポーツの普及と健康、体力の増進を通じ明るく住みよい町づくりに寄与することを目的に、毎年10月に開催している。	A	50年以上も継続され、町民が楽しみにしている事業だと感じた。区対抗・各種団体・自由参加と種目をバランスよく配置し、町民全体が楽しめる内容を今後も目指してほしい。参加者の年齢構成を把握し、比較的参加の少ない年代の参加を促す種目の創設など、あらゆる年齢層が参加できる競技構成の検討に、引き続き配慮されたい。
郷土資料館運営に関する事業 (郷土資料館運営事業)	郷土の歴史研究、民具の収集・展示・保管および資料の調査研究を行う。	A	現在の施設状態でも、町ホームページなどを活用し、収蔵物・展示内容などの情報発信を継続することで、来館者の増加へつなげることも可能と考える。特に、学校教材としての活用を推進するため、一目で教科書の各単元と比較できるような収蔵品リストの作成に取り組まれたい。学習活動の一環として展示品を見学するために館を訪れるだけでなく、収蔵品を可能であれば学校へ貸し出して教材として活用するなどの取り組みも考えられたい。
こうた夏まつり・凧揚げまつり開催に関する事業 (ライフサークル運動推進事業)	ライフサークル運動推進事業の一環として、「こうた夏まつり」、「こうた凧揚げまつり」を実施し、心豊かで、笑いと楽しさあふれる町づくりを目指している。	A	こうた夏まつり・凧揚げまつりとも、実行委員会主催で開催され、多くの参加があり、「心豊かで、笑いと楽しさあふれる町づくり」に寄与していると感じた。町民参加のすそ野を広げるため、人から人へ広がりを見せる展開、例えば、凧作りの技法を若い人に伝えていくなどの方策が好ましい。今後、町外からの参加者も増加することが予想されるが、町民が積極的に参加していくような働きかけに留意して欲しい。



▲海外派遣事業



▲親子ふれあいひろば



▲町民大運動会



▲こうた夏まつり



▲こうた凧揚げまつり

《今後の課題と対応》

今回の評価結果に基づき事業内容の見直しを進め、さらなる事業推進に努め、教育行政各施策の効果的な実施を目指します。

教育委員会の施策に関する点検・評価について詳しくは、町ホームページ (<http://www.town.kota.lg.jp>) でご覧いただけます。また、本件に関するご意見は、下記までお寄せください。

問合せ 学校教育課庶務 G (内線 421)

教育委員会の活動について点検・評価を行いました！

幸田町教育委員会では、「地方教育行政の組織および運営に関する法律」に則り、平成23年度の活動内容について点検・評価を行い、報告書を議会へ提出しましたので、その内容についてお知らせします。本年度は、以下の10事業について自己評価を行い、その結果について教育に関する学識経験を有する委員で構成された外部評価委員会に諮り、以下のような結果を得ました。

総括意見

— 幸田町教育委員会施策外部評価委員会 委員長 添田 久美子 —

昨年度から2巡目の外部評価を実施しています。この度も1巡目において本委員会が出した意見を生かして改善していただいていることが確認できました。しかし、社会の変化は速く、教育に求められることも刻々と変化しています。今回は、現在行われている事業の評価にとどまらず、そうした変化に対応するために今後どうあるべきかも含めて意見をまとめました。今後ともよりよい事業となることを期待しています。

教育委員会施策評価 (抜粋)

対象事業名	事業の概要	総合評価	外部評価委員会評価
特別支援教育に関する事業 (通級指導嘱託教員・日本語指導嘱託教員・母国語対応支援員・特別支援介助員・学級補助嘱託教員配置事業)	特別な支援(介助・取り出し指導・日本語教育)を必要とする児童生徒に対し、自立や社会参加に向けた障がいの程度に応じた適切な教育的支援を行う。	A	発達障がいにより通常学級への適応が困難な児童生徒が増えている状況下で、通級指導嘱託教員を始め、個々に支援する体制ができてきていることは、子どもにとっても教員にとっても好ましいことだと思われる。今後とも身体的障がいを持った子どもの受け入れについては、町の規模を生かした保育園などの緊密な連携を継続し、就学指導ならびに施設改修など、先を見越した対応を心掛けられたい。また、特別な支援を必要とする児童生徒のみならず、周りの子どもならびに保護者の理解を深める取り組みにも留意されたい。現在、専任の特別支援コーディネーターが配置されていないという現実もあり、容易な課題ではないが、教育委員会として特別支援教育をトータルでコントロールするという姿勢が重要であると考えられる。
学校運営推進に関する事業 (学校評議員・学校評価委員制度)	学校、家庭、地域が連携しながら開かれた学校づくりを進めるとともに、学校自らが行う自己評価に対して該当学校の関係者による評価を行い結果を報告する。	A	開かれた学校づくりには、学校が自らを適切に評価することはもとより、その自己評価結果を学校評価委員の検討を経た上で保護者に開示し、併せ、評価結果を踏まえた課題の解決策や目標についての理解と協力を得ることが必要である。また、教員全員が同じ意識で評価に参加し、自分たちの問題として意識し対応していくことが求められる。そして、教育委員会としてどういった支援をしていくのかといった点も重要である。なお、学校評議員と学校評価委員の役割分担を踏まえ、極力、両者が兼務とならないような人選にも留意すべきと考える。
安全対策推進に関する事業 (不審者情報提供・防犯ホイッスル配布・緊急メール配信事業)	小中学生に危機意識や危険から自分の身を守るすべを身につけさせ、学校・家庭・地域が、一体となって子どもを守るうとする機運を高める。	A	防犯ホイッスル、緊急メール配信など、安全対策推進の個々の方策に対する検討も必要ではあるが、安全確保の意識を子どもたちのなかでどのようにして育み定着させるのかという、「安全教育・防災教育」といった観点での指導がより重要である。小学校1年生から中学校3年生までのさまざまな指導の積み重ねの中で、いざという時に自分の身を守るため、それぞれの判断力に応じた対応を的確にとることができる児童生徒の育成に心掛けられたい。
外国人講師活用に関する事業 (外国人英語指導講師委託事業)	小中学生が、外国人に外国語を通して積極的にコミュニケーションをとる機会を作り、外国語に慣れ親しませるために、外国語活動(英語教育)の推進を図る。	A	英語教育のさらなる推進のため、継続的な取り組みを期待する。有能な外国人英語指導講師を確保するとともに、配置された講師と担任との、さらなる連携が図られた訪問計画作成・指導に努められたい。高額な費用を要する事業であり、事業効果についてさまざまな意見もあるが、外国語に慣れ親しむ機会を設けるという事業目的が達成されれば、十分な成果があるものと考えられる。
中学生海外派遣に関する事業 (中学生海外派遣事業)	広い視野に立って郷土の発展を考え、国際感覚と豊かな心を育成するため中学生を海外に派遣する。	A	事業を実施することにより、派遣団に参加した生徒はもとより、参加しなかった生徒においても、派遣者選考過程や相互交流受入事業を通じ、海外へ行ってこんなことをしたい、これを学びたいと思いをさせる機会が生まれ、感性の豊かな中学生の時に国際感覚を養うという効果はあるものと考えられる。しかし、公平性・費用対効果の面で、事業実施の妥当性について意見の分かれる事業でもあり、行政が直接行う必要性などについては、今後とも総合的な判断によって検討することが必要である。